

令和2年度第2回久留米市卸売市場運営協議会（要旨）

1 **開催日時**：令和2年12月28日（月）10：00～

2 **場所**：久留米市中央卸売市場 管理事務所会議室

3 **出席委員（順不同）**

委員19名

栗原 伸夫委員、原口 新五委員、藤林 詠子委員、塚本 弘道委員、松岡 保治委員、
宮崎 一喜委員、永井 龍太郎委員、立花 龍博委員、田中 トミ子委員、倉八 啓壽委員、
酒井 正憲委員、原 文雄委員、古賀 一成委員、野田 周子委員、時井 純子委員、
宮地 陽子委員、山下 浩子委員、金子 ゆかり委員、家永 美香委員

4 **欠席委員**

委員4名

松村 俊子委員、浅川 藤昭委員、伊藤 一章委員、内藤 美智子委員

【議事次第】

1 開会

2 報告事項

（1）残留農薬検出問題について（資料1～3）

（2）任意の取引ルールについて（資料4）

3 議題

（1）新市場活性化推進計画について（資料5～6）

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- ・資料1 残留農薬問題の概要
- ・資料2 市場への影響について
- ・資料3 市場での対応について
- ・資料4 任意の取引ルールについて
- ・資料5 新市場活性化推進計画について
- ・資料6 新市場活性化推進計画

議事録要旨

1 開会

- 過半数の委員が出席しているため、規則に基づき協議会が成立していることを事務局から報告。
- 委員から、残留農薬基準を超える農薬成分が検出された件について報告。
- 会長と副会長の希望により、A委員が議長を代行。

2 議題

報告事項（1）残留農薬検出問題について

【事務局】資料1～3説明

〈質疑応答〉

【B委員】

包装資材の交換費用はだれが負担しているのか。

【C委員】

包装資材は市場内の事業所に委託して、生産者に販売している。「筑紫次郎の贈り物」のパッケージが大々的に報道されたため、信頼回復が必要。

【F委員】

このパッケージは、多くの生産者が使用しているので、安全性をPRする活動を行っていききたい。

【D委員】

私は大手流通会社に納入しており、バイヤーからこの包材の品物はしばらく納入しないでほしいと言われた。また、信頼回復のために例えば記者会見で首長自ら久留米産野菜を食べるなどのPRが必要なのではとも言われた。前を向いて、できることをしていくのが大事だと考える。

【E委員】

今回の件でどのような対応を行ったか。

【F委員】

本人に厳重注意をし、当該生産者の生産物を全て廃棄処分させ、会議の場で本人から謝罪させた。また、農薬について誤った認識があり、農薬の安全使用に関する研修を個別に受けさせた。今後当該生産者の農産物をどう取扱うかは検討中。

【C委員】

市場法により市場では、生産者が持ってきた農産物を、衛生上問題があるという理由以外では受託拒否ができない。もしその生産者が市場に出荷した場合、安全性の担保をとる必要がある。

【E委員】

起きたことは仕方がない。農業で収入を得ている人にとって出荷できないというのは死活問題。厳しい処分だけでなく、その生産者を守るということも必要。

【G委員】

農薬の適正利用に関して体制ができていなかったのではないかと考えている。「生産者が、農薬の保管場所を定め、その農薬の用途や、使用日の記録を作る。そしてその記録をチェックする」体制を作ってもらいたい。そもそも今回の生産者にはその記録があったのか。また今後どのような対策を取るのか。

【F委員】

生産者は日ごろから、農薬保管庫を設けて、また農薬を散布した日などを記録している。これは安全性を担保する大事な記録となる。本来ならば当たり前に行っていることで、しかしその常識がない生産者が一部いたということ。部会に所属している組合員には講習会やチェックなどを行ってきたし、部会・組織に属する生産者の生産履歴は持っている。しかし、今回の当該生産者が個人出荷者であったため、その生産者の記録を把握していなかった。

現在、JAを経由するすべての生産者の栽培履歴の緊急点検を行っている。栽培履歴を回収し、その通り間違いなく行われていたかというチェックを行っている。今後こういった指導をするかについては再度検討し、正しく実行できるよう徹底していきたい。

【A委員（議長代行）】

これまでは部会に入っている生産者だけに行っていたチェックを、今後は個人生産者にも広げていくということによろしいか。

【F委員】

事件発生後、久留米普及指導センター、久留米市、JAの3者による「久留米地域農薬安全使用対策会議」を立ち上げ、関係機関一体となって対応していくこととしている。部会以外の生産者もカバーできる体制を作っていきたいと考えている。

【H委員】

「筑紫次郎の贈り物」ブランドの信頼回復のため、メディアも積極的に活用してPRすべきである。

【I委員】

近郊出荷者連合会では、毎年1回、県の普及センターで農薬の安全使用に関する研修を受けている。

市内のスーパーには農家が直接出荷する売り場があり、そこに出している農家は多品目を作っている。私の場合は農薬を混ぜる時は必ず二人で作業して、量などを確認させているが、他の農家でどこまでそれができているか疑問な点もある。

【J委員】

資料の別紙4の市場内での衛生対策について、こういった体制で残留農薬検査を実施しているのか。

【事務局】

市保健所で食品衛生法に基づき、年に4回検査を行っている。できる限り地元農産物を検査するようにしており、一つの検体につき、約200項目の残留農薬検査を行い、結果を青果卸会社に通知している。

【J委員】

久留米産のみならず県全体の風評被害に繋がっていると聞くが、県の支援を把握しているのか。

【事務局】

県は農薬取締法の所管で、農薬に関する生産者への指導の部分を重点的に協力してもらおう。生産に関する専門職員がいる県の普及指導センターに、農薬の安全使用に関する講習会をのべ20回開いてもらう予定になっている。市場の出荷者にも研修の案内をしていく。

【K委員】

売り上げはどうなっているのか。

【C委員】

全体の損害額はまだ把握できていないが、我々の長年の経験から見て、影響は間違いなくあったと考

えている。青果卸会社として、筑紫次郎ブランドの信頼回復に取り組んでいきたい。

【B委員】

「記者会見が遅かった」という声も聞こえている。信頼回復に向けた取組を積極的にアピールしたほうがいい。報道が風評被害に繋がったが、今後取材してもらうことで信頼回復にも繋がると思う。

【H委員】

イベント的なことには時間がかかると思うが、筑紫次郎ブランドは本来安全安心なものであるということをもスコミに取り上げてもらったらいいと思う。

【A委員（議長代行）】

私も関係者から、今回は流通状況を把握し、それを止めることを優先したことで記者会見が遅れたと聞いている。今後は、信頼回復に向けた取組みを伝えることが必要で、関係者が一丸となって取り組むべきである。

報告事項（2）任意の取引ルールについて

【事務局】 資料4説明

《質疑応答》

【D委員】

今回の条例改正にあたり、取引ルールについて卸売業者と我々仲卸とでどうしても譲れない部分があり、仲卸業者の直荷引きを認めてほしいという要望と、卸売業者の第三者販売を認めてほしいという要望が平行線で決着がつかなかった。市からは「各関係者と個別に話し合っただけで条例の内容を詰めていく」と説明があったが、何の説明もないまま、従来の内容のままの条例が3月の市議会で可決された。なぜ、何の調整もしないまま、従来通りのルールを変えない条例を通したのか。非常に不信感を持っている。詳しい説明を求めたい。

【事務局】

調整不足であった点については深く反省しお詫び申し上げます。卸会社、仲卸業者の両者の意見に折り合いがつかず、この状況下で市場の混乱を最低限にとどめるには、現行の内容のまま条例を通すのが最善と考えた。

【D委員】

「話がまとまらないだろうから市場内の混乱を最低限にするために従来通りで」という市の言い分は非常に心外である。仲卸組合としては、部分的に譲歩する姿勢があり相談を待っていたが、調整どころか何の説明もなかったため、市場内はかなり混乱している。何の説明もなく決められた条例を遵守せよと言われても納得できない。

【事務局】

卸と仲卸の双方折り合いがつかない中で新たな仕組みを作るに至らず、新たなルール設定は市で断念せざるを得ず、従前の取引ルールを当面継続するという判断を行った。

また、新たな仕組みを作るということであれば、細かい協議調整が必要だったが、現行通りという判断だったので、意見徴収が雑になってしまった。この内容でご理解をいただきたいと考えている。

【D委員】

市場内でもめていても皆不幸なことになるが、不幸の芽を摘む努力はしたのか。

【事務局】

今回の条例改正に関して、皆さまの意見を十分に吸い上げることができなかった点については反省をしている。条例改正のタイムリミットが近づいてきたので、申し訳ないが、これまでの条例に基づいた体制にさせていただいた。説明や調整がなかったというご指摘については、明らかに市の手続き不足である。十分な説明をしなかったこと、そして納得していただけなかったことについては心から反省している。市と場内事業者の方と連携して市場活性化に向けて進んでいきたいので、条例の運用についてご理解をいただきたい。

【D委員】

この話についてはまた改めて関係者で話し合うことにする。我々は卸売業者にも市にも敵意は持っておらず、市場を盛り立てていこうと考えて行動している。今後、市場をよりよくする方向で進んでいきたいと考えているので、次回の会議ではいい報告をしたい。

【E委員】

任意の取引ルールについて尋ねたい。ルール違反があった場合、市は条例に基づいた対応を行うと書いてあるが、開設者である市は何かしたのか。取引状況は市だけでわかるものなのか。

【事務局】

仲卸業者に直荷引きが認められる要件について聞き取りを行った結果、ルールに基づいた直荷引きが行われていると把握している。第三者販売についても、取引をする要件についてはルールを守っているという判断をしている。違反者に対しての対応についてだが、違反する行為が認められた場合は条例に基づいた対応をするということを仲卸業者に説明し、直荷引きを行った際は報告書を出してもらうようにした。

【C委員】

D委員が言われていた条例改正の際の手続きの不備については何も言うことがないが、直荷引きを行っている仲卸業者が売上高使用料を長年払っていない現実がある。市の財政も厳しい中、なぜ徴収する努力をしていないのか。

【事務局】

仲卸業者に払って頂く売上高使用料については、報告書の様式の整備、その提出の徹底に努めていきたい。一部不備な部分があるので整えていきたい。卸・仲卸ともにルールに則った取引をしていただくというお約束を頂いているし、ルールに則り、現場確認をさせていただいている状況である。

仲卸業者の事業報告書は、年に一回だったところを、今年度は月に一度報告して頂いている。今後それに基づいて、必要な売上高使用料を徴収させていただく。今からだけでなく、今年度判明した分も徴収させて頂く。取引ルールの遵守状況を市として把握していきたい。

【A委員（議長代行）】

本来ならば理解を深めて協議する問題である。市場をめぐる情勢が変わってきた。立場が違う卸売業者と仲卸業者の間に立つのは開設者。どうすれば売り上げがあがるか、市場関係者がうまくやっけていけるかを考えていく必要がある。これが終わりではなくて始まり。市には努力をしていただきたい。

議題 新市場活性化計画について

【事務局】 新市場活性化計画期間の延長についての提案

【A委員（議長代行）】

新市場活性化計画について、事務局より、現計画期間の延長についての提案があったが、了承いただけるか。

【委員】 なし

【A委員（議長代行）】

延長を了承する。本日より予定していた議題はすべて終了した。
他に意見・質問はないか。

【A委員（議長代行）】

本日の議題は全て終了したので、事務局へ進行を返す。

【事務局】

以上で、本日の協議会を終了する。